

監査報告

（「第16期 事業報告」ご参照）

事業報告P.43の監査委員会監査報告書謄本に記載のとおり、
当監査委員会は2020年4月1日から2021年3月31日までの
第16期事業年度における取締役及び執行役の
職務の執行に関して監査しました。

実施した監査の方法及びその内容について、
以下のとおり監査報告書の記載を補足してご説明します。

監査報告

（「第16期 事業報告」ご参照）

（監査の方法及びその内容）

監査委員会が定めた方針に基づき、
期初において会社の事業戦略・経営課題等及び関連するリスクを評価し、
重点監査項目を含む監査委員会の年間の監査計画を策定しました。
監査計画に当たっては、特に以下の点を重視しました。

- ① 取締役・執行役及び会計監査人等からの
職務の執行状況に関する報告及び関連質疑
- ② 内部監査部門による監査の活用
- ③ 経営会議等の重要な会議への出席をつうじた職務執行状況の把握
- ④ 子会社取締役・執行役の職務執行状況に関する
子会社監査等委員会等との情報・意見交換

監査報告

(「第16期 事業報告」ご参照)

(具体的な活動状況)

- ① 毎月の監査委員会における業務上の重要事項に関する報告・質疑
(関係役職員・内部監査担当執行役・会計監査人)
- ② 内部監査部門との定例会議(毎月)における
内部監査実施状況の詳細報告・質疑
- ③ 代表執行役との定例協議(年2回)におけるグループ経営上の
重要課題等に関する質疑
- ④ 主たる子会社の監査等委員等との定例協議
(年2回、加えて常勤監査委員は毎月監査等委員会に出席)
における子会社業務執行の監査状況の報告・質疑

監査報告

(「第16期 事業報告」ご参照)

(具体的な活動状況)

⑤ 海外拠点の監査・現地関係監督当局との面談等

⑥ 取締役会への報告・提言

⑦ 会計監査人の監査に係る監督

監査の計画・実施・報告について、事業年度をつうじて、
会計監査人とコミュニケーションを行い、職務の執行状況
及び監査上の主要な検討事項^(※)を始めとした財務報告に係る
重要な事項について報告を受け、協議を行いました。

加えて、会計監査人より、その職務が適正に行われることを確保する
体制の整備運用状況について報告を受け、質疑を行いました。

(※) 会計監査人は、「監査上の主要な検討事項」(KAM:Key Audit Matters)を
監査報告書に記載しています。事業報告 P.40 及び当社ウェブサイトに掲載している
連結計算書類に係る会計監査人監査報告書をお読みください。

監査報告

（「第16期 事業報告」ご参照）

（監査委員会における主な質疑の内容）

① 財務報告

- 貸倒引当金、買収・出資・システム投資に係る資産の減損リスク認識、デリバティブ取引の時価評価等、重要な会計上の見積りを要する事項
- 財務報告に係る内部統制(SOX)上の重要課題への対応
- 決算プロセスの堅確化・早期化・効率化

監査報告

(「第16期 事業報告」ご参照)

(監査委員会における主な質疑の内容)

② リスク管理・内部統制

- リスクと内部統制の有効な管理のための3つのディフェンス・ライン
各々が機能・連携したPDCAサイクルの運営
- 新型コロナウイルス感染拡大・リモートワークに伴う
リスクや貸倒引当金設定への対応を始めとした
信用・オペレーショナル・IT・サイバー等のリスク管理態勢

③ コンプライアンス

- グループ・グローバルコンプライアンス態勢
- コンプライアンスリスク事象

監査報告

(「第16期 事業報告」ご参照)

(監査委員会における主な質疑の内容)

④ 内部監査

- グループ・グローバル監査態勢及びその持続的な強化

⑤ 外部監査

- 会計監査人とMUFEGグループ各社間のコミュニケーション
- 監査上の主要な検討事項(KAM)として認識された貸倒引当金の会計処理及び開示

監査報告

（「第16期 事業報告」ご参照）

（新型コロナウイルス感染症対応）

内外拠点の監査を含め、年間の監査活動においては、
コロナ禍が継続している状況に鑑み、
電話回線又はインターネット等を活用し、
監査の実効性に支障を来すことがないよう、
原則としてリモート形式の面談等を行いました。

監査報告

（「第16期 事業報告」ご参照）

（事業報告等の監査結果）

- ① 第16期事業報告は、法令・定款に従い、
会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役・執行役の職務の執行に関する不正の行為
又は法令・定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムは相当であると認めます。

監査報告

（「第16期 事業報告」ご参照）

（計算書類・附属明細書・連結計算書類の監査結果）

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの
監査の方法・結果は相当であり、
計算書類・附属明細書・連結計算書類において
指摘すべき事項はありません。

以上